

令和6年度第2回

第127回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和6年7月9日（火）午前10時開会
札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

札幌市まちづくり政策局

もくじ

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	1
3	議事	2
	◎西3丁目地下歩道について	2
	◎（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校関連について	13
4	閉会	21

第127回（令和6年度第2回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 令和6年7月9日（火）午前10時～午後11時25分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

3 出席者

委員：岸本 太樹会長をはじめ20名（巻末参照）

札幌市：都市計画担当局長 宮崎 貴雄

都市計画部長 長谷川 豊

都市計画課長 村瀬 尚久

地域計画課長 永井 雅規

総合交通計画部長 小林 伸樹

学校支援担当部長 池田 秀利

4 議 事

【諮問案件】

（市決定）

議 案 第1号 札幌圏都市計画道路の変更【西3丁目地下歩道】

議 案 第2号 札幌圏都市計画道路の変更【月寒・上野幌通】

議 案 第3号 札幌圏都市計画学校の変更【青葉中学校、新札幌わかば小学校、
（仮称）厚別南・青葉地区義務教育学校】

第127回 都市計画審議会 案件一覧

【諮問案件】

(市決定)

議 案 第1号 札幌圏都市計画道路の変更【西3丁目地下歩道】

議 案 第2号 札幌圏都市計画道路の変更【月寒・上野幌通】

議 案 第3号 札幌圏都市計画学校の変更【青葉中学校、新札幌わかば小学校、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校】

案件グループ分け

【諮問案件】

順番等		案件概要			
		地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
市 決 定	①	西3丁目地下歩道	札幌圏都市計画道路の変更	議案第1号	第1号
	②	(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校関連	札幌圏都市計画道路の変更 札幌圏都市計画学校の変更	議案第2号 議案第3号	第2号

1. 開 会

●事務局（村瀬都市計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、20名の方がおそろいになってございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度といたしましては第2回目となります第127回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市都市計画課長の村瀬です。どうぞよろしく申し上げます。

委員の委嘱についてご報告させていただきます。

今回、関係行政機関の委員につきましては、人事異動によりまして、新たに委嘱されました方をご紹介いたしたいと思っております。

北海道開発局開発監理部次長の宮藤委員でございます。本日は、代理人といたしまして開発調整課の角谷様にご出席になっております。

また、本日、池田委員、福田委員、渡邊克仁委員、そして、かんの委員の4名からは欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議案書とパワーポイントの資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、本日ご都合によりお持ちになられていない委員の方がいらっしゃいましたら、お知らせをいただければと思います。

本日、各委員のお席には、配付資料1として会議次第、配付資料2として案件一覧、配付資料3として、両面印刷になります委員名簿と座席表をお配りしております。

不足などはございませんでしょうか。

なお、本日の議案に関連する部局として、まちづくり政策局の都市計画部、総合交通計画部、そして、教育委員会の学校支援担当部の関係職員が出席いたしますので、どうぞよろしく申し上げます。

ここで、傍聴席、報道席にいらっしゃる皆様にご連絡がございます。

場内の撮影などにつきましては、議事に入りました後はご遠慮をいただいております。議事に入りますのは会長による議事録署名人の指名の後となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきまして、岸本会長にお願いいたします。

2. 議事録署名人の指名

●岸本会長 おはようございます。

当審議会の議長を務めさせていただきます岸本でございます。よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名で、1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員の委員と市

民委員が交代で行い、それぞれ回り番でお願いしております。

今回は、佐藤委員と阿部委員をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

3. 議 事

●岸本会長 それでは、議事に入っていきたいと思います。

初めに、確認事項でございます。

当審議会における採決ですが、札幌市都市計画審議会条例第7条第4項にございますように、出席委員の過半数をもって決しており、その確認は賛成の方の挙手により行っております。ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

本日は、諮問案件3件について審議を行います。

審議の進め方ですが、お配りしている配付資料2の案件グループ分けにありますように、案件ごとにご説明をいただく形で進めたいと思います。

なお、説明やご発言に当たりましては、要点を明確に、かつ、簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

◎西3丁目地下歩道について

●岸本会長 それでは、議案第1号の西3丁目地下歩道から始めたいと思います。

準備ができましたら、ご担当部局からのご説明をお願いいたします。

●小林総合交通計画部長 まちづくり政策局総合交通計画部の小林でございます。

私から議案第1号の札幌圏都市計画道路の変更についてご説明いたします。

今回の変更は、8・7・4西3丁目地下歩道の出入口の区域の一部を変更する簡易な変更でございますことから、事前説明を省略して本日の諮問としております。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

説明内容についてですが、1の全体概要、2の都市計画の変更内容、3のスケジュールの順でご説明いたします。

まず初めに、全体概要について説明いたします。

本件は、大通西3丁目地内における民間ビルの建て替え計画に伴い、公共地下歩道の出入口階段を新たに1か所整備することから、公共地下歩道である8・7・4西3丁目地下歩道の都市計画区域を一部変更するものです。

なお、今回変更する8・7・4西3丁目地下歩道は、地下街オーロラタウンの公共地下歩道の一部となっております。

計画地の現況写真です。

まず、地上部の状況です。

写真①は、敷地の南東側から建物の全景を撮影したもので、写真②は、敷地の東側の歩

道の状況、写真③は敷地の南側の歩道の状況です。

次に、公共地下歩道の状況です。

写真①はオーロラタウン側から見た状況、写真②はオーロラタウンから計画地側へ少し進んだ位置の状況、写真③は地下接続位置の状況です。

次に、本案件に関わるオーロラタウンの施設概要についてです。

オーロラタウンは、黄色で示した公共地下歩道と赤色で示した店舗で構成されております。このうち、黄色で示した公共地下歩道については、札幌市の地下歩行ネットワークを形成する施設であることから、都市計画道路として位置づけております。

次に、公共地下歩道に関する都市計画の概要についてです。

オーロラタウンの公共地下歩道は三つの路線で構成されており、東西を結ぶ大通地下歩道は延長約310m、幅員8m、南北を結ぶ西3丁目地下歩道は延長約100m、幅員5m、西2丁目地下歩道は延長270m、幅員が広場部で20mとなっております。

この3路線は、昭和45年6月15日に都市計画決定し、昭和46年11月16日からオーロラタウンの開業とともに供用開始しております。

本案件は、このうち、西3丁目地下歩道の区域の一部変更となります。

次に、都市計画の変更内容についてです。

初めに、変更概要についてです。

今回の変更内容は、8・7・4西3丁目地下歩道の区域の一部変更となります。

変更理由は、沿道建物の建て替えに伴い、公共地下歩道の出入口階段を新たに1か所整備することから区域を一部変更するものです。

変更箇所を拡大し、変更図としてオレンジ色の点線の枠に示しておりますが、赤色の範囲に新たに公共地下歩道の出入口階段を整備し、黄色の部分で既存の公共地下歩道に接続いたします。

次に、建て替え後の歩行者動線について説明いたします。

左側が地下1階平面図、右側が地上1階平面図です。

都市計画区域である公共地下歩道を黄色で示しており、地上と地下を結ぶ動線を赤色の矢印で示しております。

また、地下1階において、現在の公共地下歩道から建物内へ段差なく出入りができるように接続し、建物内の緑色で示した位置にあるエレベーターとエスカレーターを利用できるようにする予定です。建物内の施設を利用することで歩行者の利便性を向上させるとともに、青色の矢印で示した地上、地下のバリアフリー動線を確保する計画となっております。

これらの設備は、地下街の歩行可能時間に合わせて使用できるよう検討中でございます。

次に、都市計画区域の変更案についてです。

黒色の線は変更のない区域、黄色の線が変更前の区域、赤色の線が変更後の区域となります。赤色で示す建物内に整備する公共地下歩道の出入口の範囲を都市計画区域へ変更い

たします。

最後に、スケジュールについてです。

都市計画法に基づく案の縦覧については、6月11日から25日までの2週間行い、意見書の提出はございませんでした。

都市計画変更の告示については8月上旬を予定しております。

都市計画道路の変更の説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●岸本会長 それでは、ただいまの説明についてご質問等がございましたらお伺いいたします。

なお、発言に当たりましてはマイクをお渡しいたしますので、議事録作成のためにマイクを利用させていただきますようお願いいたします。

●伴委員 本件に関しては特に疑念はございません。

ただ、関連してお伺いしたいことがあります。

こういった地下ネットワーク、あるいは、地下歩行ネットワークと言われているものですが、札幌市においては、地下のネットワークについて、基本構想、ビジョン並びに基本計画など、何か明確なものがあるのか、参考に伺いたいと思います。

●小林総合交通計画部長 地下の構想ビジョンみたいなものがあるかというご質問についてですが、札幌市におきましては、地下歩行ネットワークに関し、まちづくり戦略ビジョンの中でも、都心の回遊性の向上に向けて官民連携による地下歩行ネットワークの充実を図るという大きな概念はお示ししているところでございます。

具体的な施策といたしましては、都心の開発誘導方針に基づき、民間開発の際に地下接続などを公共貢献として評価し、容積を緩和するという仕組みを整えており、そういったものを活用しながら地下のネットワークの整備、拡充に取り組んでおります。

なお、現在、明確なビジョンや方針といったものは持っていません。今後進める第3次都心まちづくり計画の中で、改めて地上と地下の重層的な歩行ネットワークの形成に関して考え方を整理していく予定となっております。

●伴委員 個別にこうやって図面を見て判断するというのも一つのやり方ですが、やはり、札幌市の都心については、今お話があったように、東西南北に広く、上下といますか、地上と地下というのは大切ですので、そういった全体像を見た上でその再開発の誘導の関係を見られるほうが望ましいと思いますので、今後の課題として指摘し、要望しておきたいと思います。

私も議会で取り上げておりますけれども、一つ一つの再開発ごとに、上下の貫通や地下

での接続を試みていくということは非常に素晴らしいと思っております。しかし、今申したように、全体像として東西南北の地下ネットワークの在り方をしっかり定め、明確にした上で、今日もそうありますが、本件のような個別計画を見られるようにしていただく努力をしていただきたいと思います。

これについては議会でもやらせていただきます。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●欠委員 最初に私が資料をもらったときにはバリアフリーの関係で配慮をいろいろとされているのかなと思っていたのですけれども、後で送られてきました補足資料では、変更内容の平面図で先ほど説明がありました青色のバリアフリー動線が地下1階、地上1階ともしっかりと記されているので、非常に立派だと私は感動しました。

ぜひ、これからも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●森田委員 伴委員と同じように、この案件については何もございませんけれども、やっぱり、将来の都市計画について、若干、私の考えも聞いていただきたいと思います。

今日の道新の記事に、丸井と三越が50年ぐらいたったから建て替えるということがありました。それをなぜ言うかという、地下歩道と接続するからです。今、バリアフリーの問題も出ましたが、我々委員はたった2年の任期であります。しかし、まちづくり、都市づくりはずっと続けていくものでありますし、各委員がおっしゃっていたように、地下歩道というのは札幌の経済や観光の心臓部となるものであり、大変大事なところであると思っています。

そこで、要望になりますけれども、バリアフリーと都市づくり、まちづくりをプラスした素晴らしい計画をお願いいたします。これからもいろいろと出てくるかと思えます。50年がたち、建て替えるところが大通周辺を中心とし、出てくると思えます。大通周辺というのは、札幌の発展に寄与してきた地域でありますし、ここを持続可能な地域とするためにはバリアフリーをきちんとし、共生のできる地域になるような方向でやっていただきたいという市民としてのお願いであります。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●荒井委員 今、市民委員、また、伴委員からもいろいろと話が出たので、関連してお伺いします。

私も地下歩道に関しては特に意見はないのですが、この際にぜひともお伺いしたいのは

この計画地の斜め向かいにある札幌時計台のことで、札幌時計台の見せ方に関して何か計画等は上がっているのかをお伺いしたいと思います。

というのは、札幌時計台は北海道、札幌の一番の観光スポットなのですけれども、一番のがっかりスポットというお声も挙がっているのです。周辺のまちなかのビルの高さから、見せ方を考えるのもなかなか難しいと思うのですけれども、本日は学識経験者の方々もいらっしゃいます。札幌時計台の今後の在り方、そして、全国のがっかりスポットに名を連ねていることを解決するような話は出ているのかについてぜひご意見をいただきたいと思えます。

●永井地域計画課長 今、時計台に対して、どのように考えているのかについてです。

昨年度の都市計画審議会でもあったのですけれども、こちらは地区計画のエリアにかかっていますので、そのお話について少し補足させていただければと思います。

今、画面に映っております赤色の枠の範囲が時計台周辺地区であり、令和5年度第3回の都市計画審議会にお諮りし、決定しております。その後、令和5年11月から地区計画が定まっています。

委員がおっしゃられたように、時計台は札幌市民、ひいては、日本にとっても、世界から見てもとても貴重な存在です。地域の地権者の方々もそれについてはしっかりと認識しており、この周辺をどうしていくかについて、平成30年度から勉強会が発足され、ほかの委員からもありましたけれども、今後、大通周辺でも建て替え更新が続々と出てきて、地域も変わっていくだろう、そのときに時計台に対して何もしないということにはならないだろうという話になっております。

そうしたことから、中段になりますけれども、時計台の魅力向上や地区全体の価値向上ということで、地権者の中で勉強会を立ち上げ、令和3年に時計台周辺地区まちづくりガイドラインというものを策定しました。

なお、このガイドラインは地権者で定めたものでありますが、五つの目標があり、時計台と大通と調和したまち並みをつくりましょう、時計台を囲むようにオープンスペースをつくりましょう、回遊できるようにしましょうなど、そうしたことを目標に掲げておまして、それを地区計画に落とし込みましょうということになりました。

この右側が地権者のものです。一番下にありますが、協議会というものを設立して、まちづくりのルールを守っていきましょうということで、様々なルールを検討し、それを実現させていきましょうということにしています。

そして、左側が都市計画審議会にお諮りしたもので、都市計画として、壁面の制限や容積率を緩和するときの最高限度のルールを定めており、それと同時に、右側のとおり、地域で守るべきルールをセットで定めたということです。

少し具体的なルールを次のページで示していますが、これが都市計画で定めたものです。敷地内が細分化しないよう、最低限度は1,000平米以上にしましょう、建築面積も、

小割りにならないよう、800平米にしましょうということと同時に、高さの制限も設けております。何の容積緩和のボーナスがなければ50mで、緩和内容に応じ、85mに、最大100mにというメニューになっております。

さらに、形態、意匠の制限ということで、時計台に配慮した景観形成に配慮するということがあります。こちらでは大ざっぱに書いていますが、地区のまちづくりルールのほうで具体的に時計台に対してどういう配慮をしたらいいかをエリアで定めているということです。

次に、容積率を緩和したとき、いかに時計台に対し、または、大通公園に対して配慮できるかという目線でのメニューもあります。時計台と調和したデザインを採用して、展望スペースまたは地区施設広場1号を設ける、今、時計台の北側のオープンスペースが公開空地になっており、あそこを広場1号に定めておりますが、こういうようなことをやることで50%の緩和ボーナスが与えられるというようなルールになっておりますし、その他、あそこの魅力を高めるためのルールを実施することで容積率を緩和するということになっております。

こういう取組を基に時計台に対しての配慮を考えながら地区計画が定められたという経緯がございますので、ご紹介させていただきました。

●荒井委員 札幌時計台は150年前の建物なので、見せ方がなかなか難しいと思うのです。周りのビルは現代のつくりですし、高さもありますよね。ただ、諸外国を見ますと、札幌時計台のようなまちの中心にある古い建物の見せ方もあると思っています。そのような諸外国ではどのように見せているのか、学識経験者の方々から何かあれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

●岸本会長 岸委員、お願いいたします。

●岸委員 この審議案件のこととは全然違う方向に行ってしまうなと思いつつ話を聞いていたのですけれども、海外での見せ方についても何をもっていいのかというのもよく分かりません。例えば、ヨーロッパのまちの中心で教会や大聖堂を見せるということがあったとしても、建物自体が大きいから、時計台とは比較対象にはならないなと思って聞いていました。

もう一つ、見せ方といいますか、今話を聞いての私の感想は、では、あの時計台をどうしろという話というのはなかなか難しいな、ここで議論をする話ではないなということですね。

●荒井委員 質問をさせていただいた身なので、私からご意見を伝えさせていただくといえますか、意見をシェアさせていただければと思います。

例えば、アメリカのフィラデルフィアにリバティー・ベルというものがあります。あれがある建物は大変低いですし、周辺にビルも建っているのですが、ベルを見せるために手前にがばっと広い空間をつくって見せるというようなやり方をしているのです。

また、今、札幌と姉妹都市提携をしているポートランドにはパイオニア・コートハウスという建物がありまして、こちらが札幌時計台と同じような高さなのです。ポートランド市でも大変高いビルが周りに建っているのですが、その周辺はその建物を見せるように広く空間を取ってしまっていて、レンガ調なのです。札幌市とは姉妹都市交流がありますので、私も今回見てきたのですね。

今回の計画地も隣でありますし、札幌時計台というのは、北海道、札幌の始まった地でもありますので、そうした諸外国の例を踏まえ、ぜひ魅力向上に取り組んでいただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

時計台のがっかり度というのは全国的にもひどいので、観光名所として何かできないのかなと思ひまして、大変出過ぎたまねで申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

●岸本会長 先ほど市の部局からもご説明があったとおり、時計台の計画地だけではなく、道路を挟んだ時計台の周辺については、過去といたしますか、直近ですけれども、都市計画審議会において独自の土地利用規制をとということで地区計画というものについて都市計画決定しているところであります。

その上で、時計台について、どのように景観に配慮しつつ、市民あるいは道民、ひいては日本国全体の貴重な財産として生かしていくかということですが、今後、周辺の都市開発が行われるに当たって、今、荒井委員がおっしゃったように、道路ぎりぎりから建物を建て始めるのではなく、セットバックすることによって、言うなれば空地を持たせて、写真撮影をできるようにしたり、滞留したりできるようにすることで時計台の魅力を引き立てるような建物の建て方、開発をしてくれる場合には容積率に若干のボーナスを与えますということがあります。

それから、時計台の高さのところまでは、圧迫感がないような建物の構造といたしますか、デザインにしてくれるのだったらなど、緩和の条件に時計台を引き立てる、この地域の交流に利するような開発に誘導していけるように地区計画をつくったということです。

ただ、具体的にどういう建物が建つのか、その地権者の方たちから設計図が出てきていませんし、あらかじめこちらで建物の形状を決めることはできないわけです。しかし、そのように誘導するよう、地区計画というものを立てたということですし、この後、個別に開発案件が出てきたとき、市の当局との関係で、こうあってほしい、あるいは、こういうふうには修正できないかという折衝や調整がされていくという状態が現状かと理解しております。

したがって、この地域の魅力を高めるといったときに、今回の直接の審議対象である地下歩道との接続というだけではなく、この地域全体のことを考えながらこの地域の魅力を

高めていきたいと思いますということは私も理解できるといいますか、荒井委員のおっしゃっていることは受け止めておりますし、今回、地区計画を決めたわけです。また、荒井委員のおっしゃった視点というのは、どこでどの程度の緩和をするか、時計台の魅力を引き立てるためにどういう取組をどこでやるかという今後の個別の案件を処理していくときに有益なものだと思いますので、しっかりと受け止めていただければと思うのですが、委員の皆様方、そして、荒井委員は、今の私の要約からその趣旨をきちっと受け止められておりますでしょうか。

●荒井委員 僕が言いたかったのは、できるできないは別として、市役所の土地の駐車場のスペースを広くし、レンガ調ないしは遊歩道みたいにすれば、別に周りの建物の容積緩和をしなくてもいいと思っているということです。そういうふうに見せている都市が世界にはあるので、低い建物と高い建物を見せるにはというときの一つのご意見として受け止めてもらえれば、諸外国を参考にさせていただければということです。ぜひよろしくお願いいたします。

●永井地域計画課長 それは、地区計画の方針付図というものにも少し反映されています。また、都心まちづくり推進室が所掌している都心まちづくり計画にぶら下がる形で、昨年度、大通及びその周辺のまちづくり方針が定まっております。資料が画面等に出せなくて申し訳ないのですが、まさにこの大通・創世交流拠点というエリアの範囲内に入っております。象徴的空間を創出していきたいと思いますということになっております。

いつ、具体的にどうやるのかは定まっておられませんけれども、今、委員のおっしゃいました計画地の右側、今、中央区役所の仮庁舎が入っているビルや駐車場があるエリアですけれども、そこにはオープンスペースを創出していきたいと思いますというまちづくりの方針を定めております。

そういうことも行政側としては意思表示しておりますし、今後、まちづくりの中で動向を見極めながらということになりますけれども、そういうことも考えているということは行政として出しているということです。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●森田委員 私からも大通及びその周辺のまちづくり方針、札幌都心はぐくみの軸について意見があります。

これは今日のテーマとは違うので、質問はしなかったのですが、そのことをもっとPRしていただけたらと思います。荒井委員の言うことは、その周辺の計画と時計台とのマッチングですよね。既成の建物を生かしながらまちの景観も考えるということですよ。

私もこれは読ませていただきましたし、そのとおりだと思います。

ですから、委員がおっしゃるように、そのことを基軸にして、もっと札幌市としてPRしてください。そうすれば、民間開発がどんどん進むけれども、時計台のことは安心できる方向だよ、バリアフリーのことも計画の中にありますよと市民が分かると思いますので、これからぜひしっかりとPRしていただくようお願いいたします。

●永井地域計画課長 承知いたしました。

本日の案件そのものは地下歩道の都市計画決定となりますけれども、そこの背景たるものにまちづくりや開発の話があるという話かと思います。我々としては、引き続き、まちづくりの観点でしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●北村委員 この地下歩道に関して2点ほど確認したいなと思って手を挙げさせていただきました。

地権者と調整するということはあっても、都市計画道路ということですから、札幌市の持ち物ということによろしいのでしょうか。

●小林総合交通計画部長 ここは、いわゆる道路法の道路ではなく、都市計画上の都市計画道路という位置づけです。

●岸本会長 所有権はその地権者に帰属する、ただ、そこは道路法上の道路というわけではないのだけれども、都市計画道路として指定されているから、しかも、都市計画決定された暁には、勝手に廃止したり形状を変更したりすることはできない、バリアフリーの形状で維持してくださいということです。

ですから、維持管理も地権者がやるのですよね。

●小林総合交通計画部長 維持管理につきましては恐らく地権者となるのですけれども、今後、地下街の事業者と協定を結ぶことになると思います。

なお、通常はビル側が維持管理しております。

●北村委員 もう一点ですが、費用は地権者が全部持つのでしょうか。

●小林総合交通計画部長 そのとおりでございます。

●岸本会長 重要なご指摘をありがとうございます。

ほかにございませつか。

●岸委員 関連したことですけれども、この地下歩行空間は、その建物の持ち主が提供することによって容積率の緩和は何%になったのですか。

●永井地域計画課長 地下接続で30%のボーナスとなっております。

●岸本会長 ほかにございませつか。

●能瀬委員 2点ほどございます。

1点目は単純な事実確認ですけれども、スライドの11ページの図面です。今までいろいろとご説明があったように、地下歩道が現状からビルのほうに延びていって、階段を通過して地上に行くまでの黄色で塗られているところが今回の地下歩道の拡張だと理解しております。

続いて、スライドの12ページの図面では、地下1階と地上1階の平面図のそれぞれがありまして、地上1階平面図の赤色で囲まれた部分というのは地下歩道がある部分までずっと続いているのですけれども、地上部分も区域だと理解すればいいのでしょうか。

2点目ですが、スライドの11ページに戻ります。先ほど来、お話が各委員からもあるように、バリアフリーの動線も担保されているということで、これは非常にいいことだなと私も感じておりますけれども、今回、黄色で塗られていないので、都市計画道路としての地下歩道ではないと理解しております。

バリアフリーの動線を確保するという点において、都市計画制度で何らかの担保をされているのか、あるいは、されていないとしたら、されることによってバリアフリー動線の確保がより強化されるのであれば、そういった仕組みを検討してもいいのかなと個人的には感じたのですけれども、それについての見解をいただければありがたいです。

●小林総合交通計画部長 まず、1点目のスライドの12ページの地下1階と地上1階の都市計画道路の位置づけのことについてです。

都市計画の区域としては、赤色の線が地下1階、地上1階にかかっており、そこに投影するような形で区域がかかっております。

それから、2点目の建物内のエレベーター、エスカレーターについてです。

今回、接続するに当たって容積緩和を受けているのですが、その基本的な要件としてバリアフリーのことをちゃんと考えることがありますので、接続するという段階でエレベーターやエスカレーターを事業者としては当然考えなくてはなりません。

その上で、エレベーターやエスカレーターについては、先ほど申したとおり、地下街の

事業者とビルの事業者で利用時間などの協定を結び、利用者が常時使えるように、地下街の通行可能時間に合わせた運用をすることになると思います。

●能瀬委員 今のバリアフリーの話ですけれども、容積率の優遇というインセンティブがあって実現したと理解できました。これは今までにも話があったような気がしますし、これからもこういった地下歩道との接続をするというような話が出てきそうな気がするのですけれども、どんな案件にも適用されるような汎用的なルールがあるのか、あるいは、都心まちづくりではそうなっている、どういうルールの範囲になっているのでしょうか。

●永井地域計画課長 最近、言葉で出てきている都心における開発誘導方針の各公共貢献の緩和メニューというのは、都心とあるように、基本的には都心部における誘導方針として定めているので、都心部が前提になります。

●能瀬委員 都心のことがほとんどだとは思いますが、バリアフリー自体については都心だけではなくてもあったほうがいいかなと個人的には思いますので、そういうご配慮をいただけるのだったらありがたいなと思いました。

●永井地域計画課長 今伝え漏れましたけれども、地下鉄駅沿線で定めている地域交流拠点にもこの緩和メニューを適用できるようにしておりますので、そういう意味では、地下鉄駅周辺で開発の機運が高まって、そういうメニューを使いたいということであれば、そうした動きになり得るということでございます。

●能瀬委員 そういった取組をこれからも進めていただければありがたいです。

●森田委員 何回も申し訳ございません。

そうすると、確認ですけれども、交通部でおつくりになった令和2年の総合交通計画がございますよね。その中に、バリアフリー、共生社会と都市計画との連携と書いてあるのですけれども、そういう解釈でよろしいのですか。

●小林総合交通計画部長 都市計画上、バリアフリーを定めるということはないのですが、当然、今の都市計画を考える上では、バリアフリーだけではなく、ユニバーサルデザインということは考えなくてはならないと思っています。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、採決に入ります。

議案第1号の西3丁目地下歩道につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸本会長 全員賛成と認めます。

それでは、本案につきましては当審議会として同意することにいたします。

◎(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校関連について

●岸本会長 次に、議案第2及び第3号の(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校関連についてです。

準備ができましたら、ご担当部局からのご説明をお願いいたします。

●池田学校支援担当部長 それでは、教育委員会学校支援担当部長の池田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私から、議案第2号の札幌圏都市計画道路の変更【月寒・上野幌通】、それから、議案第3号の札幌圏都市計画学校の変更【青葉中学校、新札幌わかば小学校、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校】についてのご説明を申し上げます。

説明事項といたしましては、整備概要・都市計画変更の内容、安全対策について、案の縦覧・スケジュールとなっております。

初めに、整備概要及び都市計画変更の内容についてです。

(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校の整備につきましては、新札幌わかば小学校の既存校舎を大規模に改修することに加えまして、新たな増築棟を建設することで義務教育学校を整備することとなっております。また、上にあります青葉中学校につきましては、既存校舎を解体した後、義務教育学校のグラウンドとして整備する予定でございます。

次に、都市計画学校の変更についてご説明を申し上げます。

下の緑色の線で囲んだ部分が新札幌わかば小学校として都市計画決定を受けている区域、青色の線で囲んだ部分が青葉中学校として都市計画決定を受けている区域となっております。

このたびの計画では、新札幌わかば小学校及び青葉中学校の都市計画学校を廃止し、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校を新たに都市計画学校に追加いたします。

なお、今回の都市計画学校の変更に関連いたしまして、義務教育学校を新たに整備するに当たって、給食室や低学年用のグラウンドなどを学校敷地内に確保する必要が生じたことから、都市計画道路区域も併せて変更いたします。

続きまして、都市計画道路の変更についてです。

今回変更を予定しております月寒・上野幌通は延長約1万1,410m、計画幅員20mで、自転車道を併設した歩行者専用道路として都市計画決定されているものでございます。

今回の変更箇所といたしましては、新札幌わかば小学校と青葉中学校の敷地の間に位置する延長約90mの区間となります。

(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校の都市計画学校への追加に伴いまして、現在の都市計画道路区域であります下側のエリア①及び上側のエリア②を都市計画学校区域へ編入するものでありまして、これらの都市計画区域の整合を図るため、都市計画道路区域を縮小するものとなります。

つきましては、青色の線で今お示ししております現在の都市計画道路区域を赤色の線でお示ししている都市計画道路区域に変更いたします。

都市計画道路の区域につきましては、都市計画学校区域と一部重複していた部分がありまして、これを整合させる必要が生じておりますことから、都市計画道路の区域を現在の38.78mから50.79mを14.12mから28.36mに変更いたします。

なお、縮小する都市計画道路の区域は、いずれも自転車及び歩行者の通行がない区域でありますことから、利用者への支障はないものと考えております。

次に、5月の都市計画審議会におきまして、児童生徒のグラウンドへの移動に対する安全確保策についてご意見をいただいておりますので、お示ししております二つの観点から補足説明をさせていただきます。

まず、1点目のグラウンドの利用についてです。

スライドにお示ししておりますとおり、青色のメイングラウンドと黄色の低学年用グラウンドの2か所を整備する計画となっております。

低学年用のグラウンドは、隣接して遊具などを設置いたしまして、主に1年生から3年生が使用いたします。校舎から直接出入りが可能な出入口も設置する予定でございます。上側の青色のメイングラウンドでは、野球場やサッカーコート、陸上トラックなどを整備する予定でございます。

メイングラウンドへ移動する際の児童生徒の動線でございますが、オレンジ色の線でお示ししておりますとおり、校舎の玄関を出ましたら、学校敷地内を北側に進んでいきます。一部、青葉・平岡通の歩道に出てからメイングラウンドの出入口から入ることとなります。

なお、学校敷地及びメイングラウンドの境界部分の太い青色の線と紫色の線のところにはフェンス等を更新する予定で、児童生徒は青葉・平岡通の歩道に一旦出まして、月寒・上野幌通を横断することを計画しております。

続きまして、お示ししているスライドは青葉・平岡通の歩道部分でございますが、メイングラウンドへ移動する際にはこちらを通ることとなります。歩道部分の幅員は実測で5.5mでございます。こちらは、自転車も通れる歩道、いわゆる自転車歩行者道となっております。中央に自転車と歩行者の通行エリアを分ける白線が引かれております。

歩道のうち、車道側の自転車が走行できる部分につきましても歩行者が優先で、歩行者がいる場合には自転車は徐行するルールとなっておりますが、現在、小学校では、登下校時には、この写真にある白線の左側、校舎側を歩くように指導を行っております。

さらに、月寒・上野幌通と青葉・平岡通が交差する箇所には、左上の現地写真Cにございますとおり、車止めが設置されております。こちらの車止めには、右上の現地写真Dに

ございますとおり、一時停止を促す注意書きもありまして、月寒・上野幌通の北広島側から走ってくる自転車は、一時停止をしてから青葉・平岡通の歩道に入ってくるようになります。

このように、前回の都市計画審議会におきまして児童生徒と自転車との接触を危惧するご意見もいただいておりますけれども、必要な安全確保策は講じられているものと考えております。

続きまして、さらなる安全確保策といたしまして、防犯カメラ及び照明の設置についてです。

現在、スライドの黄色のイラストでお示しいたしましたとおり、学校敷地の出入口と歩道付近を確認できる防犯カメラの設置を検討しております。

また、前回の都市計画審議会でもいただきました街灯などの設置も検討してほしいというご意見を受けまして、同じく出入口付近に照明を設置することを検討しております。

引き続き、児童生徒の安全対策につきましては、教職員や地域の皆様、警察、区の土木部などとも十分に協議しながら詳細を検討してまいりたいと考えております。

次に、案の縦覧・スケジュールについてです。

都市計画法に基づく案の縦覧につきましては、令和6年6月11日から6月25日までの間に実施いたしました、意見等はございませんでした。

最後に、今後のスケジュールについてです。

令和6年度から7年度まで増築校舎及び既存校舎の改修の実施設計を行いまして、令和8年から10年までに建築工事を行い、令和11年度に開校することを予定しております。

以上で諮問説明案件グループ②の厚別南・青葉地区義務教育学校関連についての説明を終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

●岸本会長 それでは、ただいまのご説明についてご質問等がございましたらお願いいたします。

●大島委員 1点確認です。

事前配付された参考資料の開いたところに都市計画道路の変更とあり、また、今回の説明でも道路幅員が縮小されるという説明があったのですがけれども、立体交差箇所数も更新されるということで、20か所から19か所に更新ということがありました。

今回、その説明がなかったかと思うので、図で補足説明をいただけますでしょうか。

●小林総合交通計画部長 月寒・上野幌通は全長で約1万1,000mございますが、都市計画の変更等をしていく中で最新の情報に更新するというもので、どこか新しく立体交差とするということではございません。

●大島委員 今回の当該箇所には関係ないということですか。

●小林総合交通計画部長 そのとおりでございます。都市計画上の数字の整理をしているということです。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●欠委員 今説明をいただいたものについては全般的にいいのではないかと思います。特に、安全への配慮として、歩行者、自転車の専用の道路であること、あるいは、自転車は必ずここで一旦止まってくださいといったようなこともありますし、児童生徒の移動についても安全は比較的確保されているのかなと思います。あるいは、防犯カメラ、照明についても検討中とあり、今の実情に合わせ、前向きにといいいますか、工夫は十分にされているものと思います。

ただ、後で採決があるので、1点聞いておきたいのですが、この前の審議会のとき、とてもいい意見だと思ったものがありました。それは、自転車道をアンダーパスのような形で道路の下をくぐらせるというものです。そうすると、上のほうでは児童生徒が安心して道路を渡ることができますし、自転車に乗っている人たちも特に気兼ねなく動けます。ただ、きっと予算は相当使うことになるのでしょうか。

そういうように、常時、子どもたちや自転車が気兼ねなく動けるようになる下をくぐるものについては検討されたのか、聞いておきたいなと思います。

●池田学校支援担当部長 敷地の中にアンダーパスや横断歩道橋等を設置することについてです。

持ち帰って、そういったことができるのかどうかも検討させていただいたのですが、それらの道路をつくる際には道路の占有の許可が必要になります。また、その条件として、子どもたちだけが通行できるということではなく、ほかの市民も利用できることというものがあります。今回のように、敷地と敷地の間をそういったもので結ぶということになると、児童生徒だけが使うという限定的なものになりますので、道路占有の許可を受け、そういうものを設置するのは難しいのではないかと考えております。

それから、今ご説明を申し上げましたとおり、歩道を行き来するという場合、現状もそのようなのですが、安全確保については十分できるのではないかと考えております。さらには、今後、学校の開校に当たりまして、スクールゾーン実行委員会など、地域の方と安全確保についてもさらなる協議を行うということもありますので、それで可能なのではないかと判断したところでございます。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●山田委員 今、欠委員がおっしゃったアンダーパスや歩道橋のようなものはどうなったかなということで今日の説明を楽しみにしていたのですけれども、資料にありますように、高学年用のメイングラウンドと低学年用のグラウンドにするということでした。確かに、防犯や安全のことを考えてカメラを設置するというので、いろいろな面で優れているので、いいなとは思いました。

ただ、これができるかできないかは別として、私の意見ですが、小中一貫の校舎をつくるべく増改築するに当たって、玄関を移動できるのか、また、屋内体育館の間取りといたしますか、具体的な案が出ていないので、ちょっと分かりにくいのですけれども、こういうことをこれから検討するのであれば、そうしたことを加味して、低学年用のグラウンドの出入口というのはここでいいと思うのですけれども、低学年用と高学年用の玄関の出入口を分けるというようなことがあったらどうかなと思ったのです。

これでいきますと、高学年は、玄関を出て、歩道に沿ってメイングラウンドに行くということでしたけれども、もうちょっと便宜を図るといいますか、この道路を横切らないにせよ、もう少しグラウンドの近くのほうに出入口をつけてはどうかということです。

今映されているのが具体的な間取りなのですね。今、初めて見たのですが、これはもう決定されているものですか。

●池田学校支援担当部長 これから実施設計を行うのですが、この配置を基に詳細な設計を行うということで、配置自体はこれで固まっているという状況でございます。

●山田委員 そうしたら、私が今言ったような意見は難しいということになりますか。

●池田学校支援担当部長 昇降口やグラウンドへの出入口の位置などについては地域の検討会議の中でお示しした上でこの辺りがいいのではないかとということで決めさせていただきました。

また、低学年用のグラウンドへの出入口のところは、低学年用のグラウンドを横切っていくのが中学校のグラウンドに行くには近いような感じに見えるのですけれども、間に給食の車が入る動線があり、どうしてもそこを子どもたちに横切らせるわけにはいかないということで、左側の歩道か、右側の歩道か、どちらかに出さなければなりません。そして、右側がいいのか、左側がいいのかを検討した結果、メインの昇降口から出て、敷地内の通路内を真っすぐ歩いていき、歩道に出ると安全を確保できるということです。

なお、冬期間、校舎の敷地内は、ほかの学校もそうですけれども、必要に応じて用務員等が除雪をきちんとしますので、そのようにして安全確保をした上でグラウンドのほうに行ってもらおうということです。

中学校のほうのグラウンドになりますので、冬にそこを使うということはあまりないかなとは思っているのですけれども、使う場合でも除雪を万全にしたいと思っております。

●山田委員 では、この動線が一番で、変えようがないということなのですね。

●池田学校支援担当部長 そうですね。今、昇降口の位置を変えることはできないかなと考えております。

●山田委員 これでほぼ決まりということであれば、先ほど申し上げたように、低学年と高学年の子の出入口を分けることも難しいということですか。

●池田学校支援担当部長 今、昇降口と書いてあるところは、登校する子どもたちが玄関として使います。ただ、子どもたちが低学年用のグラウンドに出るときだけは、別の出入口から子どもたちが靴を持って出てくるという計画になっておりますので、今の配置だとこのやり方が一番かなと考えております。

●山田委員 これを見た時点では、こういう間取りで、具体的なものだとは分らなかったものですから、1年生から9年生まで一緒ではなくても別にいいのではないかなというように柔軟に考えて質問させていただきましたので、それはご了解ください。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●森田委員 防犯カメラを検討中ということですが、子どもたちの安心・安全はやっぱり最大の目的でありますので、ぜひつけてください。

これをなぜ言うかですが、教育委員会の皆さんより総務課の人のほうが詳しいと思うのですけれども、ちょっと昔に民間の警備会社が10区を2班に分けて登下校時にパトロールをやった時期があります。3年ぐらいでした。3年ぐらいでやめてしまったのは予算がかなりかかるからということで、その当方で7,000万円ぐらいかかるということだったかと思えます。

また、この地区は、途中、暗いところもあります。教育委員会の皆さんは分かると思いますが、昔に比べたら不審者は大分減りましたが、昔は、南区など、ちょっと遠いところでは結構多かったのですよ。でも、最近は、地域のパトロールを各町内会にやってもらっているんで、少なくなったということかと思えます。これは予算のことも思いますが、防犯カメラと照明はぜひつけていただいて、子どもたちが安全に安心して学校生活を送れるようにしていただきたいです。

それにプラスして、地域の皆さんと懇談する機会があると思いますが、地域の皆さんの

ご協力もいただきながら、学校、地域、PTAで連携をしっかりと取っていただき、義務教育学校のよいモデル校になるように、そういうことも考えていただきたいと思います。

この案件について異議は一切ないのですけれども、ぜひ、私は子どもの安全・安心を第一に考えていますので、その点をよろしくお願いいたします。

●池田学校支援担当部長 防犯カメラと同時に、照明の設置につきましては、先日の審議会においてご意見をいただき、その後、検討をして、やはり照明をつけたほうがいいのではないかという方向となりました。

さらに、防犯カメラについてですが、この絵を見ても分かる通り、サイクリングロードの両脇に10mぐらいの木が茂っておりますので、学校側から中学校側のグラウンドが見えないのです。ですから、防犯カメラをとということもあるのですけれども、やはり、常時様子が見られるようなものが必要だろうということでカメラを設置させていただきます。

それから、中学校側のグラウンドには併せてインターホンもつけさせていただきます。というのは、かなり移動距離もあるからであり、もし何かがあったときにはインターホン越しにやり取りができるような工夫もさせていただきたいと思っております。

そして、防犯カメラについてです。

学校は住宅地の中にありますので、固定のカメラを置きますと、場合によっては住宅の玄関などが映ってしまいます。そのため、画角には十分に配慮し、民家の玄関や窓が映らないような工夫はさせていただきたいなと思っております。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●伴委員 私は、主に12ページから14ページの見開きのところについて質問させていただきたいと思っております。

まず、12ページの下段のグラウンドの利用についてですが、青葉・平岡通の歩道、つまり、学校敷地内の移動以外では何mぐらいの移動が見込まれているのか、また、往来する子どもたちはどれぐらいプラスアルファになるかというのがもし分かれば教えてください。

●池田学校支援担当部長 12ページの図の左側の上の部分からグラウンドの出入口に行くということで、学校敷地を一旦出て入るまでの間に、古いといいますか、紫色の線から青色の線までのところプラスアルファの部分がありまして、50mぐらいは外を歩くことになるのではないかなと考えております。

それから、グラウンドへ出入りする人数についてです。

学年ごとということが多いかなと思うのですけれども、今の新札幌わかば小学校も青葉中学校も、1学年当たり2学級ぐらいの編成です。2学年単位で4学級ぐらいとなり、それで100名前後になろうかと思っておりますので、移動する人数というのは、多いときでそのぐら

い、もしくは、全校で使う場合には9学年となり、その際には400人ぐらいになるのではないかと考えております。

●伴委員 この後の採決に関わりますし、非常に重要なので、お伝えをしておきたいと思っておりますけれども、各学校では児童生徒に対して安全指導をやっていただいているというのは承知しております。しかし、ハード面でいろいろと問題があるのかなと思っています。

僕は、前回の審議会で大人の事情で子どもにしわ寄せが行かないようにということをあえて言わせていただきました。義務教育学校は尊重しますけれども、ここで何かの事件や事故が起きたら何をやっていただいたのだと言われかねません。当審議会もそうでありますので、付け加えておきたいのです。

月寒・上野幌通の安全性の確保というものは一定程度試みたのかなと思うのですけれども、青葉・平岡通です。僕も不勉強ですみませんが、時速40km制限の道路なのかなと思いますし、通学路のマークやスクールゾーンの標識も見てとれます。当然、ドライバーの方々の安全への意識というのは極めて大事なのですけれども、2019年に大津市で車と車がぶつかって園児たちに突っ込んでいくという事故がありましたよね。あれで16人ぐらいが死傷され、2名が亡くなったという記憶があります。

ここは、ふだんの通学路というよりは、今回、義務教育学校にするという事情で何百人か増えるとおっしゃっているわけですね。これは採決に関わりますので、付随してお伝えをしておきますけれども、あの事故が起きてから、車止めのポールというのは、必要に応じて、警察もそうだと思うのですけれども、主に自治体の予算で確保できるのです。

今回、プラスアルファの往来が50mくらいとなると分かっているわけで、僕も応援しますので、学校教育部としては建設局としっかり連携し、より一層安全性を確保するのだということを今後も追隨して必ずやっていただきたいのです。

この間、長屋委員もおっしゃいましたけれども、安全性を追求したら切りがないので、それ以上になると自分でどう身を守るかという話にもなってしまうのですけれども、事情が事情ですから、ぜひ要望し、どちらの予算でやってもいいのですけれども、基本的には道路側ですから、僕からも伝えますけれども、お願いします。

これは、ここの50mのところだけではないですよ。安全性の確保をしていくのだという力強い意思を確認した上で僕は採決に関わりたいので、一言おっしゃってください。お願いします。

●池田学校支援担当部長 青葉・平岡通は、ご指摘のとおり、時速40km制限の道路でございましてけれども、やはり、一定程度の通行量がございまして、義務教育学校になった際にはこれまで以上に子どもたちの往来が多くなるということも事実です。今後、開校に向けて、スクールゾーン実行委員会も義務教育学校として実施していくこととなりますので、その際には、ここで出されたご意見等もお伝えした上で、区の土木部や道路部局とも十分

に協議した上で必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

●岸本会長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、採決に移ります。

議案第2号及び第3号の(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校関連につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸本会長 全員賛成と認めます。

よって、本案につきましては当審議会として同意することにいたします。

それでは、以上で本日予定の審議案件は全て終了いたしました。

全体を通じてご質問等はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、事務局から連絡事項等がございましたらお願いいたします。

4. 閉 会

●事務局(村瀬都市計画課長) 本日は、ご審議をいただき、ありがとうございました。

事務連絡ですけれども、次回の審議会は9月18日水曜日、会場は本日と同じく12階の会議室を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、本日は、13時から都市計画マスタープランなどの検討部会を開催します。部会委員の皆様におかれましては、開始時刻までに当会場にお戻りいただきますようお願いいたします。

なお、前回の審議会でご報告しましたとおり、5月31日に第1回都市計画マスタープランの検討部会を開催いたしました。検討部会で使用した資料や議事概要については、近々、札幌市の都市計画部のホームページで公開いたします。

それでは、以上をもちまして第127回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上

第127回札幌市都市計画審議会出席者

委員（20名出席）

阿部美子	市民
荒井勇雄	札幌市議会議員
石嶋芳臣	北海学園大学経営学部教授
大島卓	札幌市立大学デザイン学部准教授
欠政信	市民
岸邦宏	北海道大学大学院工学研究院教授
岸本太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
北村光一郎	札幌市議会議員
佐藤源五郎	札幌商工会議所住宅・不動産部会部会長
中尾英樹	北海道建設部まちづくり局長
長屋いずみ	札幌市議会議員
能瀬与志雄	市民
伴良隆	札幌市議会議員
宮藤秀之	北海道開発局開発監理部次長（代理出席 角谷昌樹）
森田久芳	市民
山田洋子	市民
横田香世	市民
和島正	北海道警察本部交通部長（代理出席 葛西直人）
渡部典大	北海道大学大学院工学研究院助教
わたなべ泰行	札幌市議会議員